

# 小高区都市公園等除草業務委託

## 仕 様 書

### 1. 業務の目的

本業務は、環境整備の一環として、小高区内にある都市公園等の繁茂した雑草の草刈等を年2回行ない、公園の維持を図ることを目的とする。

### 2. 業務期間 契約締結日から令和8年10月30日

(草刈等を契約締結日から令和8年5月22日まで1回、令和8年8月1日から令和8年10月30日まで1回行う)

### 3. 業務の場所、

南相馬市小高区関場一丁目地内外

(南相馬市小高区内の10箇所)

関場公園、紅梅の里公園、中央公園、東町ポケットパーク、横町ポケットパーク、琵琶橋緑地公園、東町児童公園、妙見公園、親水公園、駅前広場公園(北側、南側)

### 4. 業務内容

#### (1) 草刈(除草)

除草は草刈機、除草フォーク及び鎌などを用いてきれいに除草し整地を行なうこと

#### (2) 片付け、処分

集積した草及び樹木の枝等はクリーン原町センター(原町区上北高平)にて処分すること。

#### (3) 運搬(清掃、集積含む)

清掃は園路・広場等を含め取りのこしがないように、きれいにかき集め搬出すること

### 5. その他

(1) 業務遂行にあたっては、本仕様書、委託契約書、その他関連諸法規に準じて実施すること。

(2) 南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

# 南相馬市小高区管内図

## 業務位置図

